

(素案)

宮古島市
過疎地域持続的発展計画
(令和3年度～令和7年度)



令和3年 月

沖縄県宮古島市

—目次—

1. 基本的な事項・・・・・・・・・・ 1	(3) 廃棄物処理施設
(1) 宮古島市の概要	(4) 消防救急施設
(2) 人口及び産業の推移と傾向	(5) 公営住宅
(3) 行財政の状況	(6) 空き家対策
(4) 地域の持続的発展の基本方針	(7) 事業計画
(5) 地域の持続的発展の基本目標	7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・・・・・・ 22
(6) 計画の達成状況の評価	(1) 高齢者の保健及び福祉
(7) 計画期間	(2) 児童その他の保健及び福祉
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	(3) 事業計画
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・・・・・・・・ 8	8. 医療の確保・・・・・・・・ 25
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材の確保	(1) 保健・医療体制の確保
(2) 事業計画	9. 教育の振興・・・・・・・・ 26
3. 産業の振興・・・・・・・・ 9	(1) 学校教育
(1) 農業	(2) 社会教育
(2) 林業	(3) 事業計画
(3) 水産業	10. 集落の整備・・・・・・・・ 28
(4) 商業	(1) 集落の整備
(5) 観光又はレクリエーション	(2) 事業計画
(6) 港湾機能の充実	11. 地域文化の振興等・・・・・・・・ 29
(7) 食品加工・流通業	(1) 地域文化の振興
(8) 事業計画	12. 再生エネルギーの利用の推進・・・ 30
(9) 産業振興の促進に関する事項	(1) エコアイランド宮古島の推進
4. 地域における情報化・・・・・・・・ 15	13. その他地域の自立促進に関し必要な事項・・・ 31
(1) 電気通信施設等情報化のための施設	(1) 自然環境の保全
5. 交通施設の整備、交通手段の確保・・・ 16	(2) スポーツアイランドの推進
(1) 市道	
(2) 農道	
(3) 渡船施設	
(4) 生活バス路線の確保	
(5) 事業計画	
6. 生活環境の整備・・・・・・・・ 18	
(1) 水道施設	
(2) 下水処理施設	

1. 基本的な事項

(1) 宮古島の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、北東から南西へ弓状に連なる琉球弧にあって、北緯 24 度から 25 度、東経 125 度から 126 度を結ぶ網目の中に位置しており、東京から約 1,830km、沖縄本島(那覇)の南西方約 290km の距離に位置する。大小 6 つの島(宮古島、池間島、大神島、伊良部島、下地島、来間島)からなり、宮古島が最も大きく、本市の総面積 204.20 km² の 78% を占め、中心をなしている。

市全体は概ね平坦で低い台地状を呈し、山岳部は少なく、平坦な地形は農耕に適し、総面積の 51.9%(10,600ha)が耕地である。(令和 2 年度耕地面積調査)。

高温多湿な亜熱帯海岸性気候に属し、冬季も比較的暖かく、年間を通じて寒暖の差は小さい地域である。

しかしながら、台風、干ばつ、病害虫の発生等自然災害も多く、大きな河川、湖沼等が無いことから、用水のほとんどを地下水に依存している。

地層は、ほとんどの地域で隆起サンゴ礁を母岩とする琉球石灰岩を基盤岩とし、砂岩と泥岩が交互に重なる島尻層群がその下層に分布する。

土壌は島尻マージの他、一部のジャーガル、沖積土壌が見られ、弱アルカリ性又は中性で粘土とロームを含み、石灰岩の破片が混入した石質粘土やその他数種の粘土が広範囲に分布している。

広大な耕作面積や豊かな漁場を有する本市では、農林水産業を主要な産業としているが、高齢化の進行や産業の多様化に伴い、後継者となる担い手不足が問題となっている。

平成 27 年 1 月に整備された伊良部大橋の開通を契機に、大型クルーズ船の寄港回数増加や下地島空港への新規路線の就航等による入域観光客数の増加によって、観光関連産業を中心に活況を呈していることから、観光関連産業と連携し、地場産業の振興や新産業の開拓・創出による産業振興を図る必要がある。

なお、平成 17 年 10 月 1 日、平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町の 5 市町村の合併により宮古島市となる。

イ 過疎の状況

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査によると 51,186 人であり、昭和 50 年の 55,950 人と比べると 4,764 人(8.5%)減少している。

15 歳未満の人口は、昭和 50 年の 17,461 人から、平成 27 年には 8,419 人と 9,042 人(51.8%)の減少となっている。逆に、65 歳以上の人口は、昭和 50 年の 5,620 人から、平成 27 年には 12,770 人増加しており、過疎化が加速している。

このような本市の人口減少は、昭和 40 年代に度重なる大型台風の襲来と干ばつ

による災害、高度経済成長期を迎えた産業構造の変化による農業所得と他産業との所得格差の拡大等の影響により若年層を中心とした都市部への流出が最も大きな要因となっている。

平成 17 年 10 月の市町村合併から 15 年が経過し、旧過疎町村地域の一部(旧城辺町、旧伊良部町)から旧平良市地域へ人口が流入しており、合併前の旧過疎町村地域の一部では、過疎化が進んでいる。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

就業人口比率は昭和 55 年から第三次産業が第一次産業を上回るようになり年々その比率が大きくなっている。今後は、恵まれた自然環境の保全に取り組むと同時に同資源を活用した観光・交流の促進により、観光関連産業を軸とした他業種との連携及びそれに伴う新たな産業と雇用の創出を図り、住民が持続的に定住できる環境づくりに取り組む必要がある。

また、基幹作物であるさとうきびや野菜、果樹など主要作物の生産体制の強化を図りつつ、地域農産物を用いた 6 次産業化への取組や新規就農者を含めた担い手の育成・確保に努め、地域における雇用の拡大に繋がる新たな特産品の開発を進める。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口は、昭和 30 年の 72,096 人をピークに減少しており、平成 27 年国勢調査では 51,186 人と平成 22 年国勢調査に比べ、853 人の減少となっている。

年齢階層別人口で見ると、15 歳未満の人口は、平成 27 年国勢調査では、8,419 人となっており、平成 22 年の 8,685 人に比べ、266 人(△3.1%)の減少となっている。

また、15～64 歳の人口は、平成 22 年の 31,230 人から平成 27 年では 29,710 人と 1,520 人(4.8%)の減少となっている。

一方、65 歳以上の高齢者は、平成 22 年の 12,073 人から、平成 27 年には、12,640 人と増加しており、少子高齢化が進んでいる。

世帯数については、平成 22 年の 21,196 世帯から平成 27 年国勢調査では 21,977 世帯となっており、4.0%増加している。これは、核家族化や若年層の流出などによって 1 世帯の平均世帯人員が減少していることや高齢者のみの単身世帯が増加していることを示している。

イ 産業の推移と動向

本市における産業別人口の構成は、昭和 50 年頃までは第 1 次産業の農業が中心

であったが、昭和 55 年頃から徐々に第 1 次産業の減少が始まり、農業就業者の高齢化や後継者不足による離農等により減少傾向が続いている。

第 2 次産業においては、公共投資に支えられた建設業を中心に緩やかに増加してきたが、平成 7 年をピークに減少に転じている。

その一方で第 3 次産業については入域観光客の増加や各種観光施設等の整備が進んだことも重なり、就業人口の増加が続き、大きなウェイトを占める様になっている。

平成 27 年国勢調査による産業別人口は、第 1 次産業 4,249 人(19.3%)、第 2 次産業 3,097 人(14.1%)、第 3 次産業 14,644 人(66.6%)となっており、今後は、観光産業を中心に着実に増え続けている第 3 次産業と第 1 次・第 2 次産業をリンクさせ、相乗効果を生み出していく施策の展開が必要である。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	69,443人	55,957人	-4.6%	55,429人	-5.3%	53,493人	-1.4%
0歳～14歳	30,997人	17,461人	-24.3%	14,272人	-11.5%	9,495人	-9.1%
15歳～64歳	34,682人	32,869人	6.3%	32,658人	-6.6%	31,798人	-1.7%
うち15歳～29歳(a)	13,288人	12,570人	23.6%	8,390人	-26.2%	7,747人	-11.7%
65歳以上(b)	3,763人	5,620人	20.2%	8,482人	13.9%	12,200人	7.1%
総数比率	若年者(a)	19.1%	22.5%	15.1%	-	14.5%	-
	高齢者(b)	5.4%	10.0%	15.3%	-	22.8%	-

区分	平成22年		平成27年		
	実数	増減率	実数	増減率	
総数	52,039人	-2.7%	51,186人	-1.6%	
0歳～14歳	8,685人	-8.5%	8,419人	-3.1%	
15歳～64歳	31,230人	-1.8%	29,710人	-4.9%	
うち15歳～29歳(a)	6,619人	-14.6%	5,452人	-17.6%	
65歳以上(b)	12,073人	-1.0%	12,640人	4.7%	
総数比率	若年者(a)	12.7%	-	10.7%	-
	高齢者(b)	23.2%	-	24.7%	-

注) 総数には、年齢不詳を含む。

表1-1(2) 人口の見通し

区分	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総人口	54,182人	54,122人	54,109人	54,020人	53,901人

(出典) 第2期宮古島市人口ビジョン

(3) 行財政の状況

本市の行政組織は、14 部局、59 課により構成され、地域全体の発展に十分に配慮しながら、一体的な地域づくりを進め、多様化・高度化する住民ニーズに対応するべく、取り組んでいる。

本市の財政は、普通交付税を含む国や県からの財源に 7 割以上も依存し、地方税をはじめとする自主財源は 2 割弱程度となっており、合併後も厳しい財政運営を迫られている。そのため、人件費の削減等行財政の効率化を図り、財政基盤の強化を図っていく必要がある。

表 1 - 2(1) 財政の状況

(単位:千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	39,921,894	41,697,933	46,331,168
一般財源	19,983,806	22,860,786	25,051,675
国庫支出金	8,150,183	5,753,684	5,796,657
都道府県支出金	4,637,914	7,376,841	6,105,830
地方債	3,855,374	4,795,109	6,675,038
うち 過 疎 債	342,600	316,100	386,900
そ の 他	3,294,617	911,513	2,701,968
歳出総額 B	36,805,446	40,279,720	44,297,536
義務的経費	16,157,464	16,666,771	18,574,828
投資的経費	10,332,342	11,270,745	12,507,729
うち 普通建設事業費	10,332,342	11,253,528	12,471,099
そ の 他	10,315,640	12,342,204	13,214,979
過疎対策事業費	5,845,007	767,726	1,169,290
歳入歳出差引額 C (A-B)	3,116,448	1,418,213	2,033,622
翌年度へ繰越すべき財源 D	392,823	139,691	202,900
実質収支 C-D	2,723,625	1,278,522	1,830,722
財政力指数	0.31	0.32	0.34
公債費負担比率	14.7	14.6%	18.4%
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	86.5%	81.9%	85.4%
地方債現在高	34,981,241	36,204,800	40,712,540
実質公債費比率	10.5%	7.4%	7.2%
将来負担率	102.0%	17.8%	20.6%

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	46.4	53.9	63.1	65.0	65.3
舗装率 (%)	53.8	63.1	76.2	77.5	77.8
農道延長 (m)	-	-	-	671,118	781,056
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	-	29.4	58.7	62.7	78.0
林道延長 (m)	0	0	0	0	0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0	0	0	0	0
水道普及率 (%)	99.8	99.9	99.9	99.5	99.9
水洗化率 (%)	-	-	49.3	57.4	78.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	-	15.0	17.4	11.1	

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、宮古島市総合計画及び過疎自立促進計画に基づき、農林水産業の基盤整備をはじめ、交通通信体系、生活環境施設、教育関連施設等、各種整備を積極的に推進し、多様化・高度化する住民ニーズや時代の変化に対応するまちづくりを進めてきた。

一方で、若年者を中心とする人口の流出や少子高齢化の進行、人材の確保・育成、持続可能な財政基盤の確立など、依然として多くの課題を抱えている。

こうした状況の中、今後の過疎対策については、「第2次宮古島市総合計画」に掲げる「心かよう夢と希望に満ちた島 宮古（みゃーく）」の実現にむけて、諸施策に取り組んでいく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標

年度	基準値	目標値				
	平成27年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口(人)	51,186	52,969	52,976	52,983	52,990	52,995

※基準値：平成27年度国勢調査

財政力に関する目標

年度	基準値	目標値			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
将来負担比率(%)	90.8	87.5	82.7	78.6	72.7

※基準値：宮古島市長期財政ビジョン（令和3年度～12年度）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、中間評価（令和3～5年度）及び最終評価（令和3～8年度）を庁内で組織する「宮古島市過疎地域持続的発展計画策定委員会」で実施するものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合整備計画との整合

令和3年3月に策定した「宮古島市個別施設計画」における公共施設等の基本的な方針との整合性を図りながら適切に実施する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流、人材の育成

ア 現況と問題点

平成 27 年度国勢調査の結果によると本市の人口は、51,186 人と平成 22 年国勢調査と比べ、4,771 人減少している。人口減少の進行により、過疎化・高齢化による地域コミュニティの衰退や空き家の増加、地域活動を支える担い手不足など、様々な課題が生じている。

本市の人口を維持するためには、雇用の場の創出や、住居、交通、医療など、総合的な暮らしの快適性・利便性の向上を図りつつ、市役所を核とした拠点づくりの形成に取り組み、移住・定住を促進する必要がある。

また、伊良部地域では、これまで都市計画区域外として、無作為にまちづくりが行われてきたことから、数多くの狭隘の道路が存在し、災害時等における避難・救助に支障が出る恐れがあるため、居住環境の改善を図る必要がある。

本市では、宮古島市の振興を担う人材を育成するため、島外で開催される芸術文化活動及びスポーツ大会等に係る参加費の補助や奨学資金、海外ホームステイ補助金など、これまでも小中学生を中心に積極的に取り組みを図っている。

今後も、我が国の国際化、情報化、価値観の多様化等社会情勢の著しい変化に対応できる人材の育成を図る必要がある。

イ その対策

- ① 伊良部地域の居住環境の改善を図るため、伊良部地区の基礎的情報を調査し、地区の現況と課題を整理する。
- ② 社会情勢の変化を的確に把握し、それぞれの分野で担い手となる人材を育成するため、現行制度の積極的、効果的活用を図る。

(2) 事業計画（令和 3～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	【主な事業例】 佐良浜地区における地域拠点整備検討調査業務等	宮古島市	

3. 産業の振興

(1) 農業

ア 現況と問題点

本市の農業は、亜熱帯海洋性気候の特性を活かして、農地の基盤整備をはじめ、各種近代化施設の導入、流通体制の整備、ウリミバエ及びミカンコミバエの根絶や地下ダムの整備など、農業生産の基盤となる取組が進められている。

基幹作物であるさとうきびを中心に肉用牛・葉たばこ・野菜・果物等の生産が多様に展開されており、平成30年度の農業産出額は163億8千万円（前年度より約22億円増）で、その割合は、さとうきび43.1%、肉用牛24.2%、葉たばこ16.4%、野菜11.5%、果実3.0%、イモ類0.6%、鶏0.5%となっている。

さとうきびについては、夏植え栽培が1,905haで38.0%、春植え栽培が258haで5.2%、株出栽培が2,841haで56.8%となっており、株出栽培を中心とした栽培体系となっている。

さとうきびの更なる増産を図るため、JAや製糖会社など関係機関と連携を図り、土壌病害虫やヤソの防除、機械化農業の推進に取り組んでいるが、農家の高齢化や後継者不足による労働力の低下などの課題を抱えている。

畜産業については、近年、子牛が高値で取引される傾向にあるが、肺炎・下痢・新生児異常・牛白血病・その他等の疾病で、成牛・子牛・胎児等の死亡頭数が増加しており、令和元年度では476頭が死亡している。

今後は、経営の安定化を図るため、繁殖率の向上、分娩時死亡事故及び子牛の死亡率の減少など、飼養管理技術の確立に努める必要がある。

葉たばこについては、生産体制の維持を図るため、葉たばこ育苗ハウスの導入に係る費用や廃ビニール処理に係る費用について助成を行っている。

今後も生産農家の経営安定に向け、安心して農業経営が持続できる施策に取り組む必要がある。

野菜類では、ゴーヤー、とうがん等が拠点産地として認定されており、平成31年1月には新たな拠点産地認定品目としてサヤインゲンが認定を受けている。

認定品目の生産向上を図るため、栽培施設の整備を行うなど安定した生産体制の構築に取り組んでおり、今後も認定品目の品質・単収の向上に向けた取り組みが必要である。

イ その対策

- ① 地力増強のための緩効性肥料や緑肥及び有機質肥料の普及・促進を図る。
- ② JAや製糖会社などの関係機関と連携し、早期の春植え、株出栽培の奨励、優良種苗の増殖及び普及並びに病害虫対策の促進を図る。
- ③ 土壌病害虫やヤソの防除を促進し、サトウキビの安定生産を図る。

- ④ 肉用牛の分娩時の死亡事故防止策の推進に取り組む。
- ⑤ 肥育牛のブランド化を図り、県外への販路開拓や地産地消に努め、経営の安定化に取り組む。
- ⑥ 子牛拠点産地の継続に向け、関係機関と連携し、計画交配による育種価格の高い子牛生産に取り組む。
- ⑦ 園芸施設（パイプハウス、遮光資材）の設置に要する費用の一部を支援する。
- ⑧ 農業用廃プラスチック（ビニール、マルチ等）の適切な処理を推進するため、処理に要する費用の一部を支援する。
- ⑨ 地元の農林水産物を活用した1次、2次加工の技術開発、流通販売戦略、消費拡大、観光との連携等、すべての産業と農業と連携した6次産業化を図る。
- ⑩ 農地や農用業水利施設等の資源の保全を図る。

（2）林業

ア 現況と問題点

本市の森林面積は3,384haと平成29年の3,365haと比べ19ha増えているが、森林率は16.6%と県平均の46.8%に比べ少ない状況である。

所有形態については、私有林が43.6%、公有林が56.4%となっており、林種については、人工林が915ha(27.0%)、天然林が1,410ha(41.7%)、その他が1,059ha(31.3%)となっており、他地域と比較して人工林率が高いのが特徴である。

保安林は、成長度合いの速いモクマオウを主体とする林相で構成されてきたが、樹齢50年以上の老木が多く、台風による倒木や再生力の低下により、保安林の機能を十分発揮できない状況である。

造林事業は、これまでフクギ・テリハボク等を市有林において実施してきたが、市有林における造林適地が減少してきたこともあって、年間造林実績が著しく低迷しており、今後は私有林における造林の実施が大きな課題となっている。

また、水資源を地下水に頼っている本市において、地下水の保全及び涵養は最重要事項であり、水源涵養林の拡大造成が必要である。

森林病虫害については、過去に被害が発生したものの、早期発見・早期駆除を徹底したことから、その後は発生を見ていないが、松くい虫被害については、駆除の徹底により沈静化しているものの、今後も再発防止に向けた監視を強化する必要がある。

イ その対策

- ① 森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、宮古島市森林整備計画に基づき、森林の整備・保全に取り組む。
- ② 保安機能の機能拡大を図るため、フクギ・テリハボク等への樹種転換を図る。

- ③ 地下水の保全対策として、水源涵養林の造成・拡大とその維持を図る。
- ④ 森林病害虫について、早期発見・早期駆除に努め、森林の保全を推進する。
- ⑤ 緑豊かな美ぎ島の創生を目指し、宮古森林組合とも連携を図りつつ、市民参加による、計画的な森林づくりを推進する。

(3) 水産業

ア 現況と問題点

本市周辺は亜熱帯海洋性気候に属し、水産業の立地条件として比較的恵まれた位置にあるが、漁業資源の減少や輸入水産物の増加により魚価が低迷している。

また、漁業就業者の減少とともに、高齢化の割合が増加しており、若い世代の就業者の確保・育成等の課題も抱えている。

水産資源の確保については、現在、海業センターでシャコガイ類やシラヒデウニの生産、配布・放流事業及びモズク養殖のための種付け事業を行っている。

今後は、当センターの体制・機能を強化し、養殖・放流のメニューを増やし、特に養殖業向け種苗供給機能を強化することで、儲かる漁業の強化・推進を図る必要がある。

養殖業においては、以前からモズク養殖やクルマエビ養殖、クビレヅタ（海ブドウ）の養殖が行われており、近年組織的に行われるようになったヒトエグサ（アーサ）を加えて、生産性及び品質の向上、販路の拡大等が課題となっている。

また、他の漁獲物を含め、付加価値の高い加工品の開発を促進し、販路・消費の拡大を図る必要がある。

本市の漁港は、県管理 5 港、市管理 9 港であり、大部分の漁港は整備の既成をみているが、漁港関連施設や環境施設の老朽化等が進んでいることから、今後は施設の改修・整備等を図る必要がある。

本市には宮古島・池間・伊良部の三つの漁業協同組合が存在するが、各組合とも厳しい経営環境にあることから、合併等合理化の取り組みを促進する必要がある。

イ その対策

- ① 次世代へとつながる就業者を確保するため、就業に関する情報提供や、就業後の定着に向けた支援に取り組む。
- ② 海業センターにおける種苗生産・育成・放流活動を継続実施することで水産資源の保全・回復に努めるとともに、つくり育てる漁業を効率的に推進していくため、海業センターの機能強化を図る。
- ③ 地域資源の活用を図るため、生産・加工・販売が一体となった水産業の 6 次産業化を推進する。

- ④ 漁業者の就労環境改善に資する漁港施設の計画的な整備を推進するとともに、既存施設に対しては効率的な維持補修等による機能保全を図ることで、施設の長寿命化に努める。

(4) 商業

ア 現況と問題点

本市の商業は、経済活動や地域コミュニティの形成、生活必需品を安定的に提供する場として西里通り・下里通り・市場通りを中心に発展してきたが、郊外への大型店舗の進出、大型クルーズ船寄港の増加や下地島空港への新規路線の就航等による入域観光客数の増加などによって、人の動きや消費者ニーズに変化が生じている。

そのため、西里通りや下里通り等の主要商店街や各地域の商業店舗においては、地域住民を対象とした店舗が減少し、観光客を対象とした店舗が増加する等、形態の変化が見られている。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や営業時間の短縮を余儀なくされており、今後は、with コロナ、after コロナを見据えた、商業活動促進のための支援を継続する必要がある。

イ その対策

- ① 新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら地域の特性を活かした魅力ある商業ゾーンの形成を図る。
- ② クルーズ船による外国人観光客の増加が見通せないため、外国人観光客に依存しない観光振興を図る。
- ③ 6次産業化を促進することにより、地元の農水産物等の新たな魅力を島内外に発信し、新たな特産品の開発などに絡めて雇用の創出も図る。

(5) 観光又はレクリエーション

ア 現況と問題点

本市の観光産業は、平成 27 年 1 月の伊良部大橋の開通や大型クルーズ船寄港の増加、下地島空港での新規路線就航などにより、平成 30 年度の入域観光客は 114 万人を記録し、初めて 100 万人を達成するなど、リーディング産業となっている。

一方で、入域観光客数の急増により、住居や交通機関への影響、観光関連施設の建設に伴う水需要への対応など、受け入れ体制の整備が必要な状況にある。

イ その対策

- ① 開発行為等の水需要増加に対応するため、新たな上水道水源地（井戸）の開

発を進める。

- ② 宮古島における最大の観光資源である自然環境の保全、美しい観光地、清潔な観光施設の維持に努め、魅力ある観光地づくりを推進する。

(6) 港湾機能の充実

ア 現況と問題点

重要港湾として指定されている平良港は、市全体の生活物資関連を取り扱う物流拠点であり、市民の生活を支える拠点としての役割を担っている。

近年の定期貨物船及びRORO船の大型化、大型クルーズ船の需要増大に対応するため、港湾施設用地の整備に取り組んでいるが、一部埋立てが完了していないことから、早急な整備が必要である。

また、宮古圏域における安定的な海上輸送の確保や悪天候時におけるストック機能強化のため、総合物流センター整備に取り組む必要がある。

イ その対策

- ① 大規模地震被災時に対応するため、港の耐震強化岸壁化との整備を推進するとともに、緊急支援物資や復旧に必要な物資の確保を図る。

(7) 食品加工・流通業

ア 現況と問題点

本市においては、多くの農水産物を生産しているものの、その出荷先のほとんどが島外からの農水産物となっている。

一方で、市民や観光客が消費している食料は、市外からの移入がその多くを占めている。食料の域外調達の結果として、地域経済の域外流出に繋がっている。

また、農水産物の需要増減、市場価格の変動等に伴って、市内で生産可能な農水産物や規格外の農水産物が流通・消費につながらないことにより、生産のポテンシャルを十分に引き出せていない現状がある。

イ その対策

- ① 市民や観光客が消費する食料について、既存の流通に乗らない市内で生産された農水産物を有効活用することにより、地域経済の域外流出抑制と生産者の所得向上を図る。
- ② 市内の需要に対して、一定程度の安定的な供給が必要となることから、市内の事業者等と連携し、一次加工や冷凍保管等の仕組みづくりに取り組む。

(8) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業	【主な事業例】 肉用牛分娩監視装置等 導入事業等	宮古島市	

(9) 産業振興の促進に関する事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
宮古島市全域	製造業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業務の振興を促進するために行う事業の内容。

上記(1)～(7)その対策及び(8)事業計画のとおり

4. 地域における情報化

(1) 電気通信施設等情報化のための施設

ア 現況と問題点

本市では、超高速ブロードバンドが整備されている市街地と整備がされていない旧町村部で、情報格差が生じ、企業誘致等、様々な分野において支障をきたしていた。

令和2年度、超高速ブロードバンドの整備が完了したことで、大神地区を除く市内全域において、光ブロードバンドサービスが提供可能となっている。

今後は、地域間における情報通信技術の環境格差がなくなることから、観光や教育、医療、福祉、防災、農林水産業など多くの分野で ICT を活用し、新たな産業の創出を図る必要がある。

イ その対策

- ① 島内に整備された超高速ブロードバンド環境・5Gなど次世代通信技術を活用し、これまで本市にない新たな産業の創出を図る。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 市道

ア 現況と問題点

本市の道路網の構成は、国道、県道、市道 1,479 路線が網目状に連結されている。

令和2年度までの市道の実延長は 939,017m で、改良率 65.3%、舗装率 77.8%となっている。

近年、観光客の急増に伴い、レンタカー需要も大きく伸びており、交通量も増加しているため、一部の道路では、ひび割れやわだち、陥没に加え、照明・標識の老朽化も見られる。

交通の安全性・利便性を確保する観点からも、維持管理や更新を計画的に行う必要がある。

また、歩道を有していない道路や幅員の狭小な道路については、歩行者と車輛の分離やガードレール等の交通安全施設の設置、修繕等の整備を推進し、歩行者の安全性と歩行環境の改善を図る必要がある。

イ その対策

- ① 快適な道路環境を確保するため、交通に支障をきたしている箇所の修繕を実施する。
- ② 交通ネットワークや歩道空間の機能向上を図るため、幹線道路、通学路、歩道等の整備に努める。

(2) 農道

ア 現況と問題点

ほ場整備が進んでいない地区では農道の整備が進んでおらず、農産物や生産資材の効率的な輸送が出来ない状況が生じている。

イ その対策

- ① 農道は、ほ場整備等の基盤整備と密接な関連を持っているため、整備に当たっては基盤整備と一体となった整備を進める。
- ② ほ場整備等で整備された農道については、アスファルト舗装事業を導入し、生産性向上を促進する。

(3) 渡船施設

ア 現況と問題点

離島航路の島尻－大神間は、利用者の減少などにより、独自で航路の維持・確

保が困難な状況である。

そのため、地域住民の日常生活や交通手段を確保する観点から、今後も支援が必要である。

イ その対策

- ① 離島船舶路線の維持・確保を図るため、運航により生じた欠損額に対し支援を行う。

(4) 生活バス路線の確保

ア 現況と問題点

本市には、生活バス路線として、バス会社 3 社により 7 路線が運行されているが、利用者の減少により、路線数・運行回数は減少傾向にある。

高齢化が進展するなか、免許を返納した高齢者等の移動手段として生活路線バスの利用が見込まれることから、路線の維持・確保を図る必要がある。

イ その対策

- ① バス路線の維持・確保を図るため、運行により生じた欠損額に対し支援を行う。
- ② バリアフリー化に対応したバスの購入等、高齢者等に配慮した取組を推進する。
- ③ バス事業所をはじめ関係機関と連携を図り、街中バスや乗合タクシーの導入について検討を進める。

(5) 事業計画（令和 3～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(7) 渡航施設	【主な事業例】 離島航路確保維持改善 事業（船造船建造）等	宮古島市	

6. 生活環境の整備

(1) 水道施設

ア 現況と問題点

本市は、豊富な地下水に恵まれており、安定した水資源が確保されてきた。

生活用水は、安定的な供給がなされており、水道普及率は平成 26 年度末においてほぼ 100%と高水準となっている。

一方で、今後、入域観光客の増加に伴う水需要に対応する必要がある。

また、宮古島は、地理的な条件から生活用水の全てを地下水に頼らざるを得ず、地下水の涵養域が住民の生活・生産活動域と同一となっている。

そのため、化学肥料や家畜排泄物、生活排水等の不適切な処理等による影響を受けやすい。

現在、地下水水質は良好な状態を保ってはいるものの、かつては硝酸性窒素や塩化物イオン等の濃度が上昇したこともあり、地下水保全は最重要課題である。

イ その対策

- ① 開発行為等の水需要増加に対応するため、新たな上水道水源地（井戸）の開発を進める。
- ② 化学肥料の適切な使用と畜舎廃棄物や家庭、事業所等からの排水の適正処理に努める。
- ③ 水道水源保護地域を中心とする緑化保全事業を導入し、市民への地下水保全に向けた啓発活動を推進する。

(2) 下水処理施設

ア 現況と問題点

本市は市街地においては、都市型公共下水道の整備を進め、農漁村部においては農漁業集落排水施設整備事業を一部地域で導入し下水処理に努めているが、未普及地域での、一般家庭における生活排水やし尿処理は、単独処理浄化槽による処理や汲み取り式トイレによるものも多い。

そのため、地下水汚染や海域汚染の影響が懸念されており、公衆衛生の向上の役割においても下水道の普及および加入促進を図る必要がある。

イ その対策

- ① 宮古島市公共下水道整備計画に基づいて整備を推進し、適正な管理運営に努める。
- ② 下水道の加入促進を図るため、広報宣伝及び住民説明会等による普及啓発に努める。

(3) 廃棄物処理施設

ア 現況と問題点

本市には、一般廃棄物最終処分場が2施設あるが、2施設とも残余容量が逼迫しており、令和8年度末頃には埋め立て終了となることが見込まれているため、早急に一般廃棄物最終処分場の整備する必要がある。

不法投棄については、パトロールや監視カメラの設置、看板等による啓蒙活動、撤去作業等を行っているが、後を絶たない状況にある。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、し尿等下水道投入施設で処理を行っているが、今後、増加が見込まれているため対策が必要である。

イ その対策

- ① 一般廃棄物最終処分場の整備に向け、令和元年度に策定した「宮古島市一般廃棄物最終処分場整備基本計画」に基づき整備計画を進める。
- ② 市民に対し、ごみ分別や収集日を周知徹底するとともに、道路、海岸、緑地等への不法投棄ごみを徹底的に処理するため、官民一体となった「宮古のごみ一掃運動事業」を展開する。
- ③ 不法投棄ごみの撲滅に向け、監視及びパトロールを実施する。
- ④ し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理するための施設整備を検討する。

(4) 消防救急施設

ア 現況と問題点

本市における消防・救急体制は、消防本部を拠点として、24時間常備体制による警備、救急業務にあたっている。

近年、観光客の増加に伴う事故が多発しており、迅速かつ適切に対処するため、消防組織の強化がますます重要となっている。

そのため、消化訓練や救助訓練の充実、救急車両や救助資材など、消防設備の充実を図る必要がある。

更に、火災発生時に迅速に消火活動を実施するため、消防用資材の整備拡充や消防水利の充実に努める必要がある。

また、住宅火災を未然に防ぐため、住宅での火災をいち早く知らせる住宅用火災警報器の普及促進を図る必要がある。

本市は伊良部島をはじめ5つの離島を抱え、消防施設より距離のある地域に集落や観光地が点在しており、急患発生時は宮古本島へ搬送を余儀なくしている。

そのため、医療機関やその他関係機関との迅速な連携が必要不可欠であり、併せて救急救命士の育成等により一層の救急業務の組織体制の強化が望まれる。

本市では、これまでに多くの台風災害にみまわれ、甚大な被害を被っている。

そのことを教訓とし、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域防災の中核をなす消防団をはじめとする、自主防災組織のリーダー育成及びボランティア組織の強化が求められている。

イ その対策

- ① 安全で快適な災害に強いまちづくりを推進するため、消防組織体制の強化及び消防・救急施設、設備の拡充を図る。
- ② 火災発生時に迅速な消火活動を実施するため、老朽化した消火栓の改修や増設等を図り、消防水利の充実に努める。
- ③ 地域の消防団や各関係機関と連携し、住宅用火災警報器設置の普及を図り、火災の未然防止と被害の軽減に努める。
- ④ 沖縄県地域防災計画及び宮古島市地域防災計画に基づき、県をはじめとする関係機関との連携を深め、緊急時の体制強化を図る。
- ⑤ 高度救急救命処置による救命率の向上を図るため、救急救命士の育成、確保に努める。
- ⑥ 市民を対象とした、防火・防災訓練等の実施により、意識向上を図り災害対策に努める。
- ⑦ 市民を対象とした応急手当講習会等を開催し救命率の向上に努める。

(5) 公営住宅

ア 現況と問題点

本市における公営住宅の戸数は、市営住宅が 1,426 戸、県営住宅が 971 戸で合計 2,397 戸となっており、市営住宅が 6 割弱を占めている。

市営住宅は、昭和 42 年の平良馬場市営団地の建設を始め、これまで 78 団地が建設されているが、築 20 年以上経過している団地が 1,146 戸あるなど、住宅の老朽化が課題となっている。

市営住宅は、若年夫婦の定住化や人口流出の防止策につながることから、早急に整備する必要がある。

イ その対策

- ① 宮古島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存市営住宅を適正な管理し、長寿命化に努める。
- ② 老朽化が著しい市営住宅については、建て替え又は改善（耐震改修等）を行い、安全性・耐久性の確保及び定住化に努める。

(6) 空き家対策

ア 現況と問題点

本市では、平成 28 年度時点で 486 件の空き家が確認されている。その中でも適切な管理が行われていない空き家は、215 件あり、市全体の空き家の 44.2%を占めている。

少子高齢化が進行し、人口、世帯数の減少や既存の住宅・建設物の老朽化により、今後も空き家等は増加していくことが予想される。

空き家の増加は、ゴミの投棄や放置、倒壊のおそれなど、防災・防犯・環境・景観等の問題から地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている。

そのため、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する必要がある。

イ その対策

- ① 宮古島市空き家等対策計画に基づき、空き家等対策に関連する各種事業の導入に努める。
- ② 利用可能な空き家等は、関係機関と連携を図り、有効活用に向けた取り組みを推進する。
- ③ 周辺環境に悪影響を及ぼす空き家については、改善に向けて所有者への指導・勧告・命令の実施を行う。

(7) 事業計画（令和 3～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の 整備	(5) 消防施設	【主な事業例】 消防ポンプ自動車整備 事業等	宮古島市	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者の保健及び福祉

ア 現況と問題点

本市における65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成2年15.3%だった高齢者人口比率は、平成7年18.5%、平成12年21.0%、平成17年22.8%、平成22年23.2%、平成27年度国勢調査で24.7%(12,640人)と沖縄県平均の17.4%に比べて高い数値で推移しており、今後も確実に高齢化が進行していくことが予想される。

高齢者が知識と経験を生かし、生涯現役で生きがいを持って健康な生活を送れるよう、地域における社会参加の支援、全ての高齢者のための健康づくり体制の推進、高齢者のニーズに応じた就労の確保及び提供も課題である。

介護保険制度の実施により、高齢者が安心して豊かな生活が送れるよう、在宅介護サービスにおいては、訪問介護サービス、訪問看護等を行っているが、核家族化、老人世帯の増加により、施設介護サービスの増加が予想される。

高齢者の教養、娯楽等余暇活動や健康づくり等の拠点として老人福祉センターが活用されるとともに、地域においては、公民館等が老人クラブや生きがい対応デイサービス事業の活動の場とし利用されている。

今後は、各地域で既存施設(公民館・集会所)等を利用しての保健福祉サービスの展開及び充実が課題となっている。

また、高齢化が進む中、人と人との支え合いの維持が課題となっており、市街地では、地域活動の停滞により人と人との結びつきが弱くなっている。これまでの集落共同体を基本とし、新たな支え合いの共同体の構築が求められている。

イ その対策

- ① 高齢者の健康増進、生きがいづくりの場として、老人クラブ活動の支援やゲートボール大会等の開催をすることで高齢者の積極的な社会参加を促進する。
- ② 地域住民の自主活動の中に高齢者が参加できるような環境づくり、地区公民館や集会所等の身近な既存施設の利活用に努める。
- ③ 多様なニーズに応じた就労機会の確保を図るため、シルバー人材センター事業の支援を行う。
- ④ 介護認定における訪問調査や介護認定審査会の充実に努め、介護施設・介護サービス事業者と連携を図り、利用者のニーズに応じたサービスの提供を行う。
- ⑤ コミュニティーソーシャルワーカーを配置し、市民の主体的な活動や地域の社会資源等を活用した地域福祉活動のネットワークを形成し、支援を必要とする方々の多種多様な福祉ニーズに応じたサービスにつなげる仕組みづくりをコーディネートする。

- ⑥ 地域支援事業（通いの場等）を活用した健康教育・長寿健診の受診勧奨、重症化予防のための個別支援を行う。

（２） 児童その他の保健及び福祉

ア 現況と問題点

本市では、令和２年４月１日現在、公立保育所４カ所、公立認定こども園３カ所、認可保育所２２カ所、私立認定こども園１カ所、小規模保育施設８ヶ所、家庭的保育施設３ヶ所が設置されている。

現在、２,２１０人の児童が利用しているが、一部の保育施設では、保育士不足による定員割れが生じている。

また、認可外保育施設については令和２年４月１日現在、７カ所が設置され、１２１人の児童が利用している。

一部保育所では、施設・設備の老朽化が進み、安全で衛生的な保育環境の確保に支障をきたしている。

本市の児童数は減少傾向にあるが、共働き世代やひとり親家庭の増加、就労形態の多様化に伴い、子育て支援のニーズは増加傾向にある。

近年、人間関係が希薄になり、いじめだけでなく、児童虐待等様々な犯罪や事故に巻き込まれる危険性も高まっており、児童養育の適正化や保護等を必要とする子ども達への対応も課題である。

子ども達の健康増進、情操豊かに育むための拠点として、児童センター、児童館、子育て支援センターを開設し、放課後の留守家庭児童等の育成に努めているが、施設の老朽化、一部地域に児童館等の施設が整備されていない等、地域格差が生じており、全地域均一的な施設整備を図る必要がある。

障害を持つ子ども達について、健常児との総合保育に取り組むとともに、日常生活においても、道路、公園、公共施設等における物理的な障害の除去や改善を図り、障害を持たない人と同じように安全で快適に暮らせる環境づくりをより一層促進する必要がある。

イ その対策

- ① 保育士等の人材確保に向け、保育士試験等に係る渡航費の助成や宿舍の借り上げに対する支援等を行う。
- ② 保育園と幼稚園の特性を一体的に提供できる「幼保連携型認定こども園」への移行を促進する。
- ③ 低年齢時保育や一時保育、延長保育等保育サービスの充実を図る。
- ④ 中央児童相談所宮古分室との連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見及び迅速な保護に向けた対策等を強化する。

- ⑤ 地域における活動拠点である児童館の整備と保育機能の充実強化を図るべく老朽化した施設・設備の整備を促進する。
- ⑥ 障がい児保育の実施施設の拡充を図り、障がい児を早期発見し、関係機関と連携し、障がい児地域療育支援事業を促進する。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(8) 過疎地域 持続的発展特別 事業	【主な事業例】 地域福祉推進事業等	宮古島市	

8. 医療の確保

(1) 保健・医療体制の確保

ア 現況と問題点

本市における医療施設状況は、そのほとんどが、市街地に集中しているため、市街地以外の地域については、通院以外にもかかりつけ医による、訪問診療が行われており、地域の健康管理を担っている。

このうち公的機関である県立宮古病院、宮古南静園、宮古保健所等は、宮古圏域における保健医療施設として、重要な役割を果たしている。

しかし、公的機関だけでは島内の救急医療を補うことは負担が大きく、民間の医療機関とも分担しながら救急医療を行っている。

また、本市は離島であることから、医療従事者の確保や高度医療が困難な状況であり、周辺離島地域への医師派遣や代診医の確保等は重要課題となっている。

がん治療における放射線療法をはじめ高度な医療、特定不妊治療等については、島外への治療を受けざるを得ない状況であり、渡航費についても市民の経済的負担が大きい現状がある。

さらに、島内におけるがん検診等の健診体制は脆弱であり島外からの検診機関に頼る状況であり、島内での集団健診場所の確保や個別検診医療機関の受け皿を増やしていく必要がある。

また、本市には民間の産婦人科や小児科の医師・医療施設が不足していることから、市民が安心して子供を産み育てることのできる医療環境の整備に取り組む必要がある。

イ その対策

- ① 私的二次救急医療機関の支援を継続していく。
- ② 宮古地区医師会や県立宮古病院、沖縄県と連携を図り、安定的な医師等の人材確保と施設の充実に努める。
- ③ 本市以外での医療機関で通院及び入院を余儀なくされている難病患者等の渡航費等の一部を助成することにより、難病患者及び特定不妊治療を受ける者等の渡航に伴う経済的負担を軽減する。
- ④ 保健センターの機能充実に努め、総合的な保健サービスの強化、市民の疾病予防、健康増進の意識高揚に努める。
- ⑤ 宮古島市産婦人科医療施設整備助成金等による分べんを取り扱う産婦人科医療施設の開設に要する経費の一部を助成することにより、出産施設の充実に努める。

9. 教育の振興

(1) 学校教育

ア 現況と問題点

本市には、幼稚園 12 園、小学校 16 校、中学校 11 校が設置されており、令和 2 年度の学校基本調査によると園児・児童生徒数は、幼稚園 353 人、小学校 3,498 人、中学校 1,614 人となっている。

小学校では、昭和 60 年の 6,709 人、中学校では平成 4 年の 3,291 人をピークに減少傾向となっており、小規模校や複式学級のある学校が増加している。

学校を取り巻く環境は、少子化、国際化、高度情報化の進展に加え、生活環境の多様化により、大きく変化してきている。

本市では学力向上の課題に加え、ICT 機器の整備に伴って変化する教育環境に対応するための ICT 支援員の確保や様々な教育課題に対処する学習支援員の配置が急務となっている。

また、社会情勢の変化と相まって、地域間の連帯感の薄れや貧困問題、子どもたちの社会体験・生活体験が不足するとともに、いじめや不登校等の問題が増加傾向にあることから、確かな学力、豊かな心、健やかな体等をバランスよく育成し、子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の充実が求められている。

イ その対策

- ① 少子化に伴う生徒数の減少に対応するため、校区の見直しや学校規模の適正化を図るとともに、校規模の適正化により通学が遠隔になる地区に対してはスクールバス等の運行等を行い生徒、保護者の負担軽減に努める。
- ② Society5.0 に向けた人材育成について ICT を活用した教育を推進しながら、地域に開かれた学校を目指すべく、充実した環境整備や人的支援を行う。
- ③ 持続可能な社会の創り手となる幼児児童生徒一人ひとりに「生きる力」の基盤となる「新しい時代をつくるために必要とされる資質・能力」を育む教育を推進する。
- ④ 地域と共にある学校づくりを推進していくために、コミュニティスクール(学校運営協議会)を積極的に推進し、地域の特色や魅力を活かし、学校・地域が協働で本市の担い手である人材育成を図る。

(2) 社会教育

ア 現況と問題点

本市における社会教育施設は、公民館、図書館・文化施設、離島振興総合センター、多目的施設等があり、これらの施設が文化、学習、芸術活動、各種サークル活動等の場として活用されている。

今後、社会教育を充実させ、市民の生涯学習を促進していくため、指導者の育成・強化や競技者・競技力の拡大を図るとともに、誰もが気軽に利用できるスポーツ施設の環境を整える必要がある。

社会体育施設については、総合体育館、陸上競技場、市民球場、運動公園、多目的運動場などが整備され、社会体育活動の拠点として利用されている。

しかしながら、総合体育館、陸上競技場、市民球場の施設において老朽化が進んでいる。市民の健康増進、体力向上の拠点として快適な施設環境の整備が急務である。

イ その対策

- ① 既存社会体育施設等の適切な維持・管理を行い、施設の有効活用及び長寿命化を図る。
- ② スポーツ施設の計画的かつ効率的な整備を行い、施設の有効活用を図る。
- ③ 各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、連携して競技者の拡大と競技力の向上を図る
- ④ 地域の人材を活用し、勉強やスポーツ、文化活動などの様々な体験活動（リーダーバンク活用）や放課後子ども教室などの充実を図る。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	【主な事業例】 スクールバス導入事業 等	宮古島市	

10. 集落の整備

(1) 集落の整備

ア 現況と問題点

本市では、地域の活性化を図るため、地域づくり協議会や青年団協議会等と連携し、地域文化や伝統の継承・保存等に取り組んでいるが、少子高齢化、若者の流出などの影響によりコミュニティを支える力が失われつつある。

地域コミュニティの活性化を図るためには、それぞれの団体が個別に活動していくだけでなく、地域全体で意見を出し合い、連携・協力して、今後の地域ビジョンを持ちながら、住民自らがその地域の不安や課題を解決する新たな仕組みづくりが必要である。

イ その対策

- ① 地域の資源や魅力に着目し、将来その地域がありたい姿を住民自らビジョンとして描き、その実現に向けた取り組みを推進する。
- ② 地域活性化を図るため、青少年の健全育成やふれあいイベントの開催、伝統文化の継承等の取組を実施している地域づくり協議会等の活動を支援する。

(2) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域 集落再編整備	【主な事業例】 地域づくり支援事業等	宮古島市	

1 1. 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興

ア 現況と問題点

宮古島市総合博物館は「宮古の自然と風土」をメインテーマに、自然科学・歴史・民俗・美術工芸の4部門を置き、宮古全域を視野におさめた資料の収集・保存・研究・展示・教育普及活動を行うなど、市民の学習の場及び宮古の文化活動の拠点となっている。

しかし開館から30年余りが経過し、施設の老朽化や機能劣化、さらに展示内容を更新しにくい展示空間など、来館者の満足度向上には課題の多い施設となっている。

今後は、宮古の自然、風土、歴史、文化等を後世に引き継ぎ、誰もが利用できる開かれた場として、島内外から訪れやすい博物館を目指す必要がある。

また、本市は、豊かな文化資源に恵まれ、伝統文化の継承発展に努めるとともに、各地域における文化活動で、その保護及び育成に努めてきた。

しかしながら、少子高齢化の進行により、古くから受け継がれてきた文化の保全や祭祀等の継承が危惧されている。

イ その対策

- ① 施設を総合的に点検、改修し、地域文化振興施設としての機能を維持、向上を図る。
- ② 総合博物館収蔵品拡充事業を導入し、常設展示物等の内容充実を図る。
- ③ 地域の伝統文化、芸能が交流でき、新たな文化を創造する活動の環境を整備する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) エコアイランド宮古島の推進

ア 現況と問題点

本市は、2019年に「エコアイランド宮古島宣言 2.0」及びエコアイランドの実現に向けた「5つのゴール」を発表し、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの積極的な導入を推進している。

「5つのゴール」では、市内におけるエネルギー自給率を2016年の2.9%から2050年に48.9%まで高まることとしている。

しかしながら、再生可能エネルギーの効果的・効率的な運用に係る課題があるため、普及が遅れている。

イ その対策

- ① 宮古島市における再生可能エネルギーの導入拡大に必要となるエネルギーマネジメントシステムの構築やエネルギーの貯蓄媒体として活用が期待される電気自動車等の新技術を積極的に取り入れる。

13. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 自然環境の保全

ア 現況と問題点

本市が有する豊かな自然や景観は、市民が誇りとする宝であり、特に美しい海や海岸の保全は多くの市民が望んでいる。

そのため、豊かな自然・景観を次世代へと繋ぐには、市民、事業者、行政、地域団体をはじめ、来島する観光客等と一体となって、その維持・保全に取り組むことが重要である。

特に自然環境を損なう要因となっているゴミの不法投棄については、その対策が大きな課題となっている。

イ その対策

① 市民に対し、ごみ分別や収集日を周知徹底するとともに、道路、海岸、緑地等への不法投棄ごみを徹底的に処理するため、官民一体となった「宮古のごみ一掃運動事業」を展開する。

② 不法投棄ごみの撲滅に向け、監視及びパトロールを実施する。

(2) スポーツアイランドの推進

ア 現況と問題点

本市は、年間を通して比較的温暖な亜熱帯海洋性気候である特性を活かして、全日本トライアスロン宮古島大会をはじめとした各種スポーツイベントの開催や各種スポーツキャンプの誘致を進めており、スポーツを通じた観光振興や経済振興に取り組んでいる。

近年では、国内外にスポーツアイランド宮古島として認知され、その地位が確立されており、スポーツイベントやキャンプ・合宿等が増加している。

一方で、各種スポーツ施設の不足や老朽化など、受入環境の充実が課題となっている。

イ その対策

① 既存スポーツ施設の適切な維持・管理を行い、施設の有効活用及び長寿命化を図る。

② 受入環境の充実に向けた需要調査を行う。